

(太字下線部は修正箇所)

被ばく線量を考慮した緊急作業の考え方について

平成27年3月13日

原子力規制庁

1. 原子力災害対策特別措置法の原子力緊急事態

○原子力災害対策特別措置法は、「放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態」を「原子力緊急事態」として定義。

○同法第10条に基づき、「原子力緊急事態」の前兆として、「原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象」が発生した場合、原子力事業者の原子力防災管理者は国に通報。

○同法第15条に基づき、10条の通報事象が「異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合」、又は、「原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合」は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態」を宣言。

2. 緊急作業の考え方

「原子力緊急事態」の考え方に基づくと、放射性物質（又は放射線）の異常な水準の放出あるいはその可能性が高い以下の事象が、緊急作業時の被ばく線量限度を分ける目安となり得る。

（1）原子力災害対策特別措置法第10条通報事象の一部

① 原子力事業所の区域の境界付近において $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出する場合や、原子力事業所の区域内の管理区域外の場所において $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出又は $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する放射性物質を検出する場合など、放射線量の増加及び放射性物質の放出の検出によるもの（原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項第1～4号）

② 使用済燃料プールの水位を維持できない場合や原子炉施設以外に起因する事象により放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され又は放出されるおそれがある場合など、敷地内外・管理区域内の作業場で放射線量の増加や放射性物質の放出の兆候を示すもの（原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項第5号）

（2）原子力災害対策特別措置法第15条事象

「原子力緊急事態」に該当する全ての事象

原子力災害対策特別措置法

〔平成十一年十二月十七日号外法律第百五十六号、総理・大蔵・通商産業・運輸・自治大臣署名〕

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（原子力防災管理者の通報義務等）

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
 - 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

（略）